

## 北部運動広場 人工芝冬季使用時の運用基準について

須坂市議会 3 月定例会において、体育施設条例が改正され北部運動広場・人工芝部分の年間使用が可能となりました。それに伴い積雪時の運用基準を設けましたのでご使用前に必ずご確認いただき、遵守していただきますようお願いいたします。

なお、運用基準を守らない団体は冬季期間(12 月～3 月)の使用を許可しない場合がありますのでご注意ください。

### ◆冬季期間運用基準について

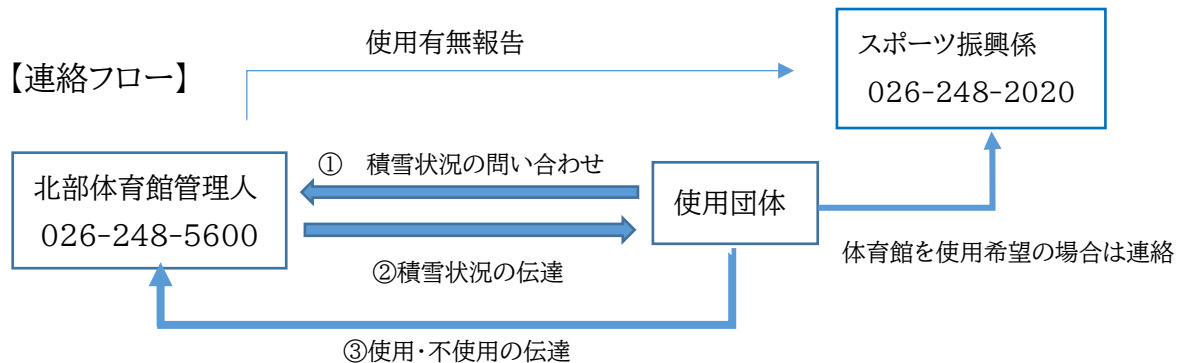
#### ①積雪時の使用可否について

各団体での判断をお願いします。

ただし、積雪時に雪かき等の除雪作業を行って使用することは厳禁とします。

雪かきなどによる除雪作業を行いますと、人工芝が痛む恐れがあることと、敷き詰められているマイクロチップが場外に放出され環境に影響を及ぼす懸念があるため。

使用可否については、下記の通り北部体育館管理人⇄各団体と相互に連絡を取り合ってください。



②天候(積雪・降雨など)により使用ができない場合の使用料  
使用団体の責によらないため、使用料は発生しません。

#### ③冬季期間の予約について

体育館との同時申請は行わず、グラウンドのみの使用申請をしてください。天候により使用できない場合は、当日体育館の空き状況を確認いただき、申請してください。